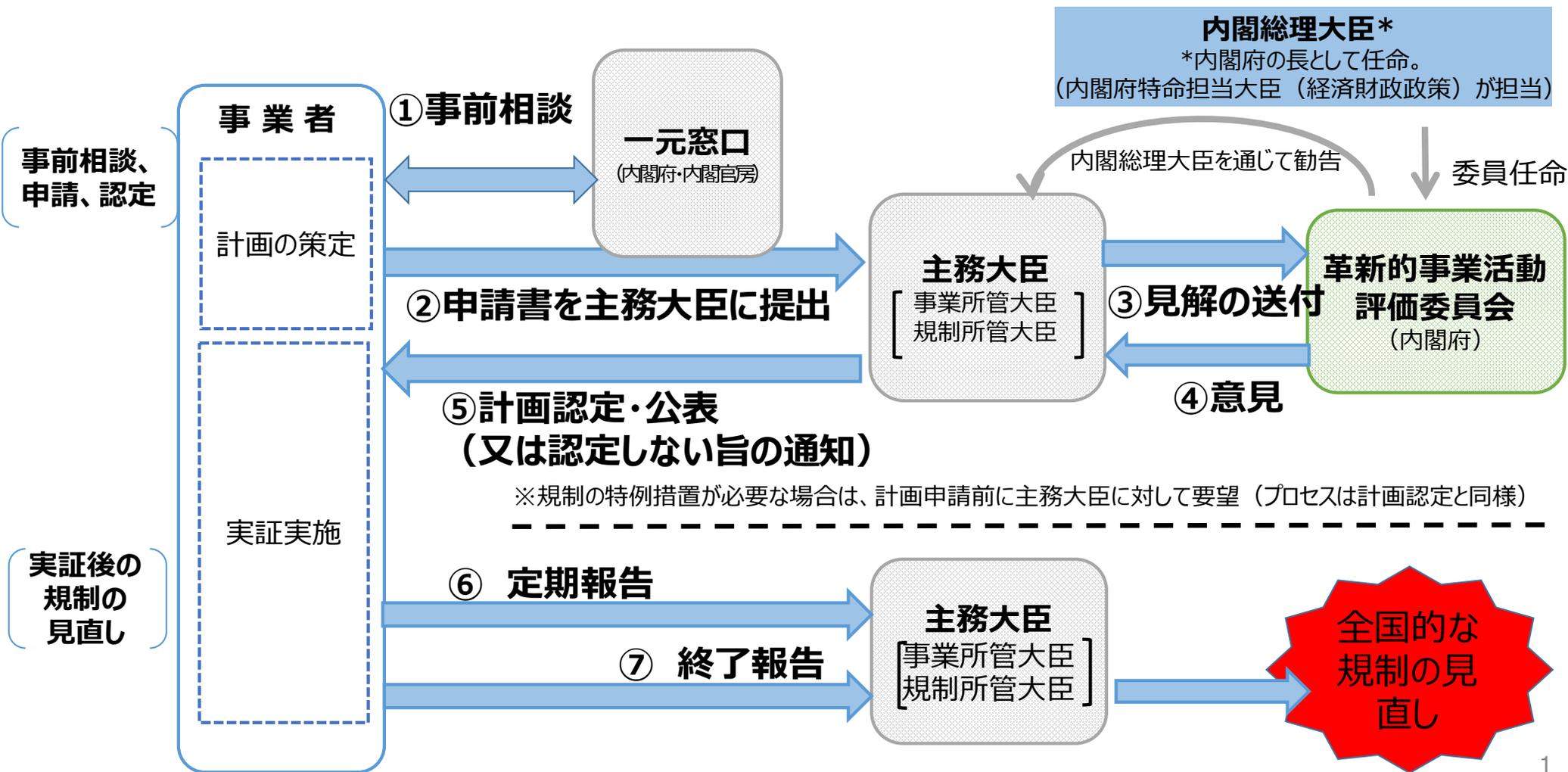


規制のサンドボックス制度及び革新的事業 活動評価委員会の概要

平成30年 8月31日
革新的事業活動評価委員会
第1回会合資料

規制のサンドボックス制度（概要）

- AI、IoT、ブロックチェーン等の革新的な技術の実用化の可能性を検証し、実証により得られたデータを用いて規制制度の見直しに繋げる制度。



申請書記載事項

○実証内容

- ・新しい技術又はビジネスモデルの手法等と、実証をしたい内容。
(例：AIを使った●という実証試験を行い、●●を実証する)
- ・実証において収集する情報、取得データ等

○実証に伴う限定範囲

- ・参加者等の限定(範囲・条件、人数規模、同意取得の方法)
- ・金額、回数の限定等(必要な場合)
- ・実施期間の限定(開始時期、期間)
- ・実施場所の限定(物理的な範囲、またはインターネット空間内等)

○実証にあたり関連する規制法令

- ・実証を行いたい内容に対して、障壁となりうる現行の制度や法令等
(法律、政令、省令のほか、法令の解釈指針、実施通達、ガイドライン等)

○実証が関連規定に違反しないことの説明及び適切に実施するための措置

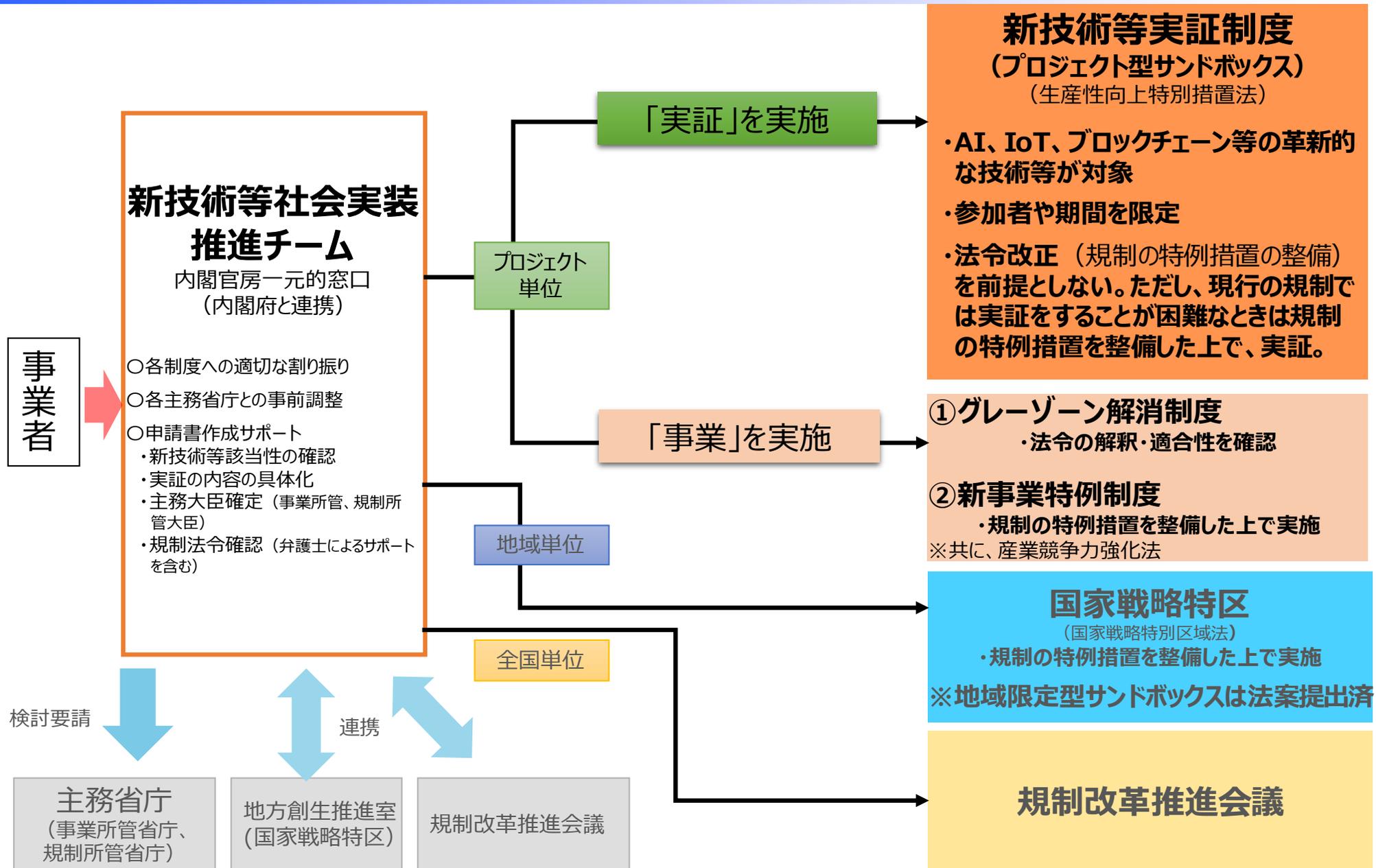


ご相談は

新技術等社会実装推進チーム(内閣官房 規制のサンドボックス制度一元的窓口)

shingijutsu_sb@cas.go.jp TEL:03-3581-0769

参考：各規制改革スキームとの関係



革新的事業活動評価委員会（設置）

○生産性向上特別措置法

第三十一条 次に掲げるものを行うため、内閣府に、革新的事業活動評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 新技術等実証に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する 評価
- 二 新技術等実証計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 三 革新的データ産業活用計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
- 四 前三号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

第三十三条 委員会の委員は、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

○革新的事業活動評価委員会令

第九条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第八条第一項の規定により内閣官房に置かれる内閣参事官のうち同令第九条第一項の規定により命を受けて委員会の庶務への協力に関する事務をつかさどるものの協力を得て処理する。

革新的事業活動評価委員会（主な職務等）

1 主務大臣に対する意見

- 主務大臣が、申請された新技術等実証計画の認定をするか否かを判断しようとする場合（法第11条第4項）において、主務大臣に対して意見を述べること（※）

2 内閣総理大臣を通じた勧告

- 主務大臣が新技術等実証計画の認定の判断に際し、革新的事業活動評価委員会の意見を踏まえて検討を行っていない場合、必要以上に検討に時間を要している場合などにおいて、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすること

3 主務大臣等に対する報告等の徴収

- 認定した新技術等実証計画に関して、主務大臣又は新技術等実証計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めること

※主務大臣は、新技術等実証計画が法第11条第4項各号（下記）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとされている。

- 革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること
- 新技術等実証（参加者等の同意の取得を含む）が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
- 法及び法に基づく命令並びに新技術等関係規定に違反するものでないこと

革新的事業活動評価委員会（運営について）（基本方針）

- 1 革新的事業活動評価委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 2 革新的事業活動評価委員会に付される調査・審議事項について直接の利害関係を有する委員は、当該事項の審議及び議決に参加させないこととするなど、調査・審議を公平かつ中立的に行う。
- 3 革新的事業活動評価委員会における議事の記録及び資料は、営業上の秘密等を除き、原則として公表することし、透明性を確保する。

〔参考〕生産性向上特別措置法の概要

【背景】

IoT、ビッグデータ、AI等の新たな情報技術の社会実装が世界規模で加速。産業の新陳代謝を活性化し、更なる生産性向上を図っていくことが、我が国産業の競争力強化の鍵。

新たな情報技術を活用したビジネスを実施するための規制面での対応、企業間のデータの共有・連携のための環境整備、ベンチャー投資や事業再編の促進、中小企業の実業性向上の後押しが必要。

近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の実業性の向上を短期間に実現するためには、革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動による生産性向上に関する施策等を、集中的かつ一体的に講ずることが必要。

【生産性向上特別措置法における措置】

生産性向上特別措置法により、データの共有・連携のためのIoT投資の減税等、中小企業の実業性向上のための設備投資の促進とあわせて、プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」の導入が措置された。